

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。		※手数料欄 (現金納付)
年 月 日		
大 府 市 長 殿		
許可申請者 住 所 氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 一 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 一 号	
※ 受 付 欄		

備考 裏面をよく読んでから記入してください。

〔注意事項〕

- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
- 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- ※印欄には、記載しないでください。
- 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄は、字、地番等できるだけ多く列記してください。
- 「開発区域の面積」の欄は、小数第3位を切捨てた数値を記載してください。
- 「予定建築物等の用途」の欄は、住宅、共同住宅、〇〇店舗、〇〇工場、コンクリートプラント等具体的に列記してください。
- 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 「その他必要な事項」の欄は、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。

開 発 行 為 許 可 申 請 書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。

年 月 日

大 府 市 長 殿

許可申請者 住 所
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供 するもの、自己の業 務の用に供するもの 、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及 び該当する理由	
	9 その他必要な事項	

※

第 一 号

年 月 日

大府市長

この申請は、下記の条件をつけて許可します。

記

- 1 工事中の災害防止に万全を期すること。

〔注意事項〕

- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 許可申請者又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - ※印欄には、記載しないでください。
 - 「開発区域に含まれる地域の名称」の欄は、字、地番等できるだけ多く列記してください。
 - 「開発区域の面積」の欄は、小数第3位を切捨てた数値を記載してください。
 - 「予定建築物等の用途」の欄は、住宅、共同住宅、〇〇店舗、〇〇工場、コンクリートプラント等具体的に列記してください。
 - 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
 - 「その他必要な事項」の欄は、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。
- 次の事項に注意してください。
- 1（許可済の表示）

工事現場には、所定の許可済の標識を掲げたうえ工事に着手してください。
 - 2（開発許可に係る事項の変更）

開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る事項を変更しようとするときは、市長に対して、変更許可申請をしてください。
 - 3（開発許可に関する工事の廃止）

開発許可を受けた者は、当該開発行為を廃止しようとするときは、市長に対して、開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出してください。
 - 4（工事完了）

当該開発区域内の工事を完了した場合は、すみやかに、市長に対して工事完了届出書を提出してください。